特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
14	報酬等に係る法定調書の提出事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大阪府は、所得税法及び地方税法に基づく報酬等に係る法定調書の提出事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大阪府知事

公表日

令和3年10月6日

88 / 本 / 本 70

連絡先

I 関連情報					
1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務				
①事務の名称	報酬等に係る法定調書の提出事務				
②事務の概要	所得税法及び地方税法に基づき、委嘱した委員や講師等に支払った報酬等に係る法定調書(源泉徴収票、支払調書等)を作成し、税務署及び市町村へ提出する事務				
③システムの名称	使用せず				
2. 特定個人情報ファイル:	2. 特定個人情報ファイル名				
源泉徴収票等作成・提出用ファイル、個人番号管理ファイル					
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	番号法第9条第3項				
4. 情報提供ネットワークシ					
①実施の有無	(選択肢>1) 実施する2) 実施しない3) 未定				
②法令上の根拠					
5. 評価実施機関における	担当部署				
①部署	会計局会計総務課				
②所属長の役職名	会計総務課長				
6. 他の評価実施機関					
7. 特定個人情報の開示・					
請求先	府民文化部府政情報室情報公開課 公文書総合センター(府政情報センター) 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁本館 06-6944-6066 会計局会計総務課 総務グループ 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁本館 06-6941-0351(内線2072)				
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ					

会計局会計総務課 総務グループ 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁本館 06-6941-0351(内線2072)

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	13年8月30日 時点			
2. 取扱者	2. 取扱者数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和	13年8月30日 時点			
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか]	発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果 Lきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類		
-	項目評価書] 施機関については、それぞれ』	重点項目評価書又	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供ネットワークシステ	ムを通じた入手	を除く。)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[O]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転	- 云(委託や情報提供ネットワー・	クシステムを通じた	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	Ι	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	0]]接続しない(入手) [〇]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	I	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・2	肖去		
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査			
実施の有無	[〇] 自己点検	[〇] 内部監	査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・점	多発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている	1	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	会計総務課長 西村 清弘	会計総務課長 坂上 佳隆	事後	人事異動による
平成31年2月28日	表紙の宣言		大阪府は、所得税法及び地方税法に基づく報酬等に係る法定調書の提出事務における・・・	事後	様式の改正時に文言の見直し を行い、内容を詳細に追記
平成31年2月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	会計総務課長 坂上 佳隆	会計総務課長	事後	様式の変更による変更のため
平成31年2月28日	VI リスク対策	_	評価書のとおり	事後	様式の変更による変更のため